

保護者様

千曲市教育委員会
千曲市立戸倉上山田中学校長 小池 隆

出席停止・臨時休業の基準変更について

文部科学省より「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン(2020.6.5)」、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver.2)」が示されました。

つきましては、これらの通知及び学校保健安全法に基づき千曲市内小中学校の出席停止及び臨時休業の基準を下記の通り変更します。新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、ご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、感染の状況により、改めて通知を出します。

記

1 出席停止

(1) 次のいずれかの症状のとき出席停止とします。

- ① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 風邪の症状(発熱、のどの痛み、咳等)がある場合
- ③ 味や臭いに異常を感じる場合

※①の症状があるときは、必ずかかりつけの医療機関に電話などで相談して、医師の指示に従ってください。

※②または③の症状が4日以上続くときも、かかりつけの医療機関に相談して、医師の指示に従ってください。

(2) 生徒や保護者が、登校について不安(感染する不安・うつす不安)を持ち、保護者の判断により生徒の登校を見合わせたい場合は、学校にご相談ください。

(3) 生徒の感染が判明した場合は治癒するまで出席停止、生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止とします。ただし、医師による治癒証明等により保健所・学校医と相談の上、登校を許可します。教職員についても同様とします。

2 臨時休業

(1) 当該校の生徒や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が特定されるまでの間、当該校の全部または一部を臨時休業とします。また、感染者の校内での活動状況や地域の感染拡大の状況をふまえ、校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合にも、当該校の全部または一部を臨時休業とします。

(2) 上記2の(1)以外の場合の措置については、状況により判断します。

※生徒の感染が判明した場合または生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校にご連絡ください。

この対応は、令和2年6月19日現在のものであり、今後、感染症予防対策全体を踏まえ、適宜見直しを行います。その場合は、通知(PTAメール・学校昇降口)・学校HP・市HPでお知らせしますのでご留意ください。

